

平成 28 年 10 月 21 日

所 属 長 各 位

市 長 竹 内 通 弘

平成 29 年度の予算編成について（通知）

平成 29 年度の予算編成に当たっては、下記の事項に留意の上、手続きを進めるよう通知する。

記

内閣府の月例経済報告(9月)では、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについても、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と発表している。

政府においては、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、平成27年度補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成28年度予算について、できる限り上半期に前倒して実施する方針である。さらに、働き方改革に取り組み、年度内を目途に「働き方改革」の具体的な実行計画を取りまとめるとともに、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」を実施するとの指針を示している。

我々を取り巻く環境に目を転じてみると、少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少が地域経済の活力を奪い、地方の生活基盤やコミュニティの存続を脅かしている。その中で本市では、地方自治体としての自主性、独自性を最大限に発揮し、地域固有の課題や市民ニーズに的確に対応すべく、洲本市総合戦略を策定したところであり、今後、この計画を持続的・効果的に展開していくため、確固たる財政基盤を確保していかねばならない。

本市の財政を概観すると、平成27年度一般会計決算においては、実質収支の連続黒字計上、基金残高の増加、市債残高の減少など、堅実な決算となっており、財政状況は一定の改善傾向にあると言える。しかしながら、市税収入は固定資産税、個人市民税などの基幹税目が減少基調にあり、今後さらに、普通交付税合併算定替え逡減期に入ることや、普通交付税算定基礎数値となる人口の大幅な減少により、平成28年度よりさらに厳しい財政運

営を強いられるものと思料する。

こうした状況下にあっても、「住んで良かった、これからもずっと住み続けたいと誰もが思うまちづくり」を実現するためには、“サマーレビュー2014”に示された道筋に沿って不断の行革を着実に推進していく必要があり、職員一人ひとりが、「最も効率的かつ良質な行政サービスを提供する」という観点から恒常的に事務事業を見直し、実践していくことが重要である。その上で「洲本市総合基本計画」に掲げる将来像の実現に向け、「洲本市総合戦略」に従って、本市の地域課題の解決に尽力していかねばならない。

各所属長におかれては、平成29年度予算編成にあたり、以上の観点を十分に踏まえ、各部局・各課室の経営者であるとの認識を持ち、職員の力を最大限に活かしながら、前例にとられない柔軟な発想と積極的な姿勢で予算要求に臨むことを強く求めるものである。

1 予算要求基準

従来の「経常経費」、「政策（臨時）経費」に加え、洲本市総合戦略を具体化する新規事業を対象とした「総合戦略枠」を新設する。

(1) 経常経費、政策（臨時）経費の指示基準

・経常経費：原則として平成28年度当初予算における経常経費充当一般財源の97%

・政策（臨時）経費：別途通知する各部毎の枠の範囲内

【留意事項】

- ※ 個々の経費を一律に削減するような要求は慎み、市民ニーズを踏まえ施策の選択と集中に留意すること（メリハリを付けて要求すること）
- ※ 指示額の範囲であっても査定対象であることに留意すること
- ※ 新規事業については以下の地域戦略枠を積極的に活用し、経常及び政策（臨時）経費については必ず指示基準内で要求すること

(2) 総合戦略枠の指示基準

- ・所要額要求（ただし、平成29年度新規事業にかかる政策会議に提案し了承を得たもの）

【留意事項】

- ※ 上記事業は、総合戦略を具体化する新規事業を対象とする。左記以外の新規事業は、政策（臨時）経費の枠内で要求すること
- ※ 政策会議で了承を得た事業については、別途財政課においてヒアリングを行う

(3) シーリング対象外の経費

- ・人件費、公債費、債務負担行為設定事業(指定管理委託等経常経費にかかるものは除く)
- ・人件費扱い経費(年間を通じて雇用する嘱託員の報酬・共済費。ただし、新たに雇用しようとするものは除く)
なお、嘱託員の必要性については要求時に精査するため、新規・継続を問わず、配置の考え方を十分吟味しておくこと
- ・その他指定する事業

※特別会計(一般会計からの繰出金を含む)

- ・特別会計についても上記要求基準を準用すること

2 各分野における基本的な留意事項

(1) 歳入

① 市税

- ・今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積るとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収率の一層の向上を図り、市税収入の確保に努めること

② 地方交付税、地方譲与税、市債等

- ・地方財政計画及び地方債計画等の動きを十分考慮し、的確に見積ること
- ・過疎地域自立促進事業債については、全体事業の中から過疎地域自立促進に基づき充当方針を策定するため、事業課においては予算(充当)要求をしないこと

③ 国・県支出金

- ・各省庁の予算の動向を見極め、的確に予算に反映させるとともに、新たな国県補助負担金についても、本市にとっての必要性等について十分検討したうえで積極的に活用すること
- ・市費随伴の義務がなくなった事業については、市単独施策としての実施の必要性について検討すること

④ 使用料・手数料

- ・市民負担の公平性の確保や、市民の利便性の向上及び施設の有効活用の観点に配慮しつつ、他の類似施設との均衡、国、県の動向等も勘案して、その適正化に努めること
- ・特に、現在無料としている施設については、公平性の観点から見直しを検討すること
- ・受益者の適正な負担のもと、公平性を確保するためにも、収納率の更なる向上を図ること

⑤ 財産収入

- ・財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、遊休地等の未利用財産について処分を検討するなど、収入の確保に努めること
- ・特に、現在無償もしくは低額で貸付している財産については、その妥当性を検証すること

⑥ その他

- ・市税はもとより、保育料、市営住宅使用料、下水道使用料、貸付金等については、公債権、私債権（債務名義の取得）とともに法律に従い適切に徴収を実行すること

(2) 歳出

① 事務事業

(見直しに当たっての基本的考え方)

- ・漫然と事業を継続させることは厳に慎み、それぞれの事業の本来の目的に立ち返った見直しを行うこと
- ・社会経済情勢の変化、地方財政措置の状況、民間との役割分担、民間活力の活用について常に意識するとともに、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点も踏まえた上で、事業の必要性、実施手法、実施水準等について検討すること

(成果重視の施策展開)

- ・議会審議等を通じて、指摘のあった事項については、内容の検討、見直しを行い今後の施策展開に努めること
- ・補助金については、定期的に成果を検証するなど、存置の必要性に立ち返った検討を加えること
- ・補助事業であっても、その採択にあたっては、住民の視点に立って必要性の有無を十分に検討し、安易な実施は行わないこと

(施設維持費、業務委託)

- ・施設維持費等、必要やむを得ないものについても、保守点検、清掃、警備等の契約仕様（頻度、水準等）の見直しに取り組むなど、経費の抑制を図ること
- ・業務委託を実施する場合は、原則として入札により業者を選定することとし、一者随意契約はやむを得ない理由がある場合に限定（原則廃止）すること
- ・経費節減と質の高いサービス提供のため積極的に民間への業務委託（アウトソーシング）の検討を行うこと（ただし、政策立案等における安易なコンサル委託は厳に慎むこと）

(職員給与費)

- ・職員給与費については、平成27年12月の現員現給を基礎に、人事院勧告や定期昇給見込額を加えた額を算定すること。なお、定数配置の見直しに伴う所要額の

増減及び今後予定されている給与改定等に伴う所要額の増減については、可能な限りこれを反映したもので要求すること
(職員給与費については、総務課で十分に精査のうえ要求すること)

② 投資的事業

- ・本市の社会資本整備の水準等を踏まえ、効率的・重点的な整備に努めること
- ・既存ストックの有効活用（「つくる」から「つかう」）に努めるとともに、規格の見直しや維持管理コストだけではなく減価償却費も含めたトータルコスト縮減を検討すること

③ 新規事業等

- ・新規事業については地域戦略枠を積極的に活用すること
- ・上記以外の新規事業については、政策（臨時）経費の枠内で要求すること
- ・新規事業については、成果指標を設定すること
- ・従来の発想にとらわれることのない斬新な視点と組織横断的な検討に努めること
- ・必ず終期を設定すること

(3) 公的施設

- ・公と民との役割分担や利用状況を十分に踏まえたうえで、既存施設の廃止や統廃合・民間移譲等を含む抜本的な見直しに努めること
- ・施設管理においては、住民サービスの向上をめざして、積極的に原則公募による指定管理者制度の導入を検討すること

(4) 特別会計

- ・特別会計は、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するために設けられたものであり、特別会計の歳出は特別会計の歳入で賄われるべきものである。一般会計からの繰入に当たっては、繰入の解消について計画的な考え方を示すこと。
(単なる赤字補填では繰入を行わないものであること)
 - ・国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）・介護保険特別会計（サービス事業勘定）については、決算特別委員会における審議、決算審査における監査意見を踏まえ、現状（平成27年度収支状況等）を把握したうえで、経営健全化のための計画（以下「計画」という。）を策定・提出の上、計画に即した要求とすること。
 - ・特に、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）については、決算特別委員会の付帯意見を考慮し、廃止・休止を視野に入れたものとする。
- ※計画は、おおむねH27～H29の3か年の計画とし、赤字解消に向け、実効性のあるものとする

(5) 外郭団体等

- ・社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体等が担う行政サービスの必要性を検証し、団体の統廃合や経営改善の促進を図ること、又、公益法人改革により一般社団・財団法人へ移行した団体は、経営状況及び公益目的支出計画を明示すること
- ・外郭団体等への委託料、補助金等の交付に当たっては、当該団体が、歳入・歳出両面にわたり、本市同様の見直しを図るものとした上で、所要額を算定すること

(6) その他

- ・年間見込額を要求すること (委託(請負)後の契約変更等の事例も見受けられるが、事業費は厳正に見積もり、安易な補正予算等の対応は慎むこと)
- ・国の制度改正内容が明らかになるのが予算編成作業途上になるものもあると考えられることから、各部局は国の動向等に留意の上、財務部との連携を密にすること
- ・新規事業、主な投資的事業については、重点事務として位置付けて説明すること